Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和7年10月8日 四国運輸局自動車交通部 自動車監査官

## 日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月8日付けで、貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第83号)第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知 らせいたします。

記

## 1. 処分対象事業者

事業者名:日本郵便株式会社

住 所:東京都千代田区大手町2-3-1

代表者:小池信也

## 2. 処分内容

自動車の使用の停止処分(8営業所)

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
徳島	板東	1両×148日	高知	野市	3両× 35日
					1両× 38日
徳島	今 井	1両×134日	高知	本 山	2両× 80日
徳島	牟 岐	1両×140日	高知	窪 川	3両× 27日
					1両× 29日
高知	奈半利	4両× 40日	高知	室戸	6両× 22日
					1両× 27日

## 3. 処分日

令和7年10月8日(水)

【問い合わせ先】

四国運輸局自動車交通部自動車監査官 竹藪、福家

TEL: 087-802-6774